

肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用がある方の記載例

肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用がある方の場合

【第一表】

手順1
5ページ
参照

種類欄の該当する項目の文字を○で囲みます。
(5ページ参照)

手順2
6ページ
参照

手順3
11ページ
参照

マイナンバー
(個人番号)を
記入する必要があります。

明治・・・「1」
大正・・・「2」
昭和・・・「3」
平成・・・「4」

手順4
19ページ
参照

○黒字の場合・・・
100円未満の端数を
切り捨てた金額(黒
字の金額が100円
未満の場合は「0」)
を記入します。

○赤字の場合・・・
金額の頭に「△」又
は「-」をつけてそ
のままの金額を記
入します。

手順5
23ページ
参照

該当する事項
がある方のみ
記入します。

00 税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B F A 0 1 2 3

住所 00市△△町X-XX-X 個人番号 XXXXXXXXXX 氏名 国税 太郎

職業 畜産業 00 牧場 国税太郎 本人

生年月日 49.11.16 電話番号 XX-XXXX-XXXX

種類 0 労働所得損失修正

収入金額等	事業所得	4426029	課税される所得金額	291000
所得金額	事業所得	1469738	配当控除	14550
所得から差し引かれる金額	基礎控除	100000	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	14800
	社会保険料控除	636610	納める税金	14800
	生命保険料控除	50000	配当者の合計所得金額	1200000
	地震保険料控除	12000	青色申告特別控除額	650000
	寄附金控除		平均課税対象金額	
	寡婦・寡夫控除	0000	延滞納税額	000
	勤労学生・障害者控除	0000	延滞納税額	000
	配偶者(特別)控除	0000		
	扶養控除	0000		
	基礎控除	380000		
合計		1178610		

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。

◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。

● マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。

● 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。

● 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0123456789

記入例②

1234567890

記入例③

80000
70000

【第二表】

医療費控除は、 280,000 円－80,000 円－100,000 円（※）＝100,000 円 となります。

(※) 4,899,127 円 (所得金額の合計) $\times 0.05 = 244,956$ 円 … (A) (A) $> 100,000$ 円

肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用により、ないものとみなされた所得金額については、医療費控除等の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

[illegible]

控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。

【ご注意】

- ◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用がある方の記載例

【肉用牛の売却による所得の税額計算書】

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

（平成29年分）

氏 名 国税 太郎

提出用

この計算書は、農業を営む方が、次の⑦及び⑧の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

⑦ 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛

⑧ 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した生産後1年未満の肉用牛

（注）1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

2 免税対象飼育牛とは、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書日第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書日第一表の「税金の計算」欄の④までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書日第一表の「税金の計算」欄の⑩に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

	④ 収入金額	⑤ 必要経費	⑥ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (④-⑤-⑥)
農業所得 ①	14,753,429	9,854,302		4,899,127
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得 ②	10,327,400	6,898,011		3,429,389
① - ② ③	4,426,029	2,956,291		1,469,738

1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）。

2 ②欄には、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「④収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のそのを超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。

3 ③欄の金額を申告書日第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。

なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※ この特例の適用により、ないものとみなされる肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額 ④	14,550	申告書日第一表の「税金の計算」欄の②の金額を書いてください。
配当控除 ⑤		申告書日第一表の「税金の計算」欄の③の金額を書いてください。
投資税額等控除 ⑥		申告書日第一表の「税金の計算」欄の③の金額を書いてください。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 ⑦		申告書日第一表の「税金の計算」欄の③の金額を書いてください。
政党等寄附金等特別控除 ⑧		申告書日第一表の「税金の計算」欄の③-⑧の金額を書いてください。
住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除 ⑨		申告書日第一表の「税金の計算」欄の③-⑨の金額を書いてください。
差引所得税額 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨) ⑩	14,550	
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等 ⑪		「1 申告書に記載する農業所得」欄の③に内書した収入金額を書いてください。
⑪ × 5 % ⑫		
⑩ + ⑫ ⑬	14,550	申告書日第一表の「税金の計算」欄の⑩に転記してください。 なお、外国税額控除を受ける方は税務署にお尋ねください。

○この計算書を使った方は、申告書日第一表の「税金の計算」欄の⑩の金額の頭部に「⑩」と書いてください。
また、申告書日第二表の「特例適用条文等」欄に「指法25」と書いてください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

【参考】青色申告決算書（農業所得用）

FA0213

平成29年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

住所	〇〇市△△町X-X-X	業種名	畜産業	事務所所在地	
フリガナ氏名	コフゼイタロウ 国税太郎	農園名	〇〇牧場	氏名(名称)	
		電話番号	XX-XXXX-XXXX	電話番号	

平成30年2月16日

損益計算書（自7月7日至7月23日）

提出用 （平成二十五年分以降用）	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
	販売金額①	14424429	作業用衣料費②⑧	72000	差引金額	
	家事消費金額②	275000	農業共済掛金②⑨	56000	(①-②)	6760127
	雑収入③	54000	減価償却費②⑩	1566172	貸倒引当金②⑪	55000
	小計(①+②+③)④	14753429	荷造運賃手数料②⑪	164000	各種引当金・控除金等②⑫	
	農産物の棚卸高⑤		雇人費②⑫	580000	計②⑬	55000
	期末⑥		利子割引料②⑬	276000	専従者給与②⑭	1200000
	計(⑤-⑥+④)⑦	14753429	地代・賃借料②⑭		貸倒引当金②⑮	66000
	租税公課⑧	144300	土地改良費②⑮	36000	②⑯	
	種苗費⑨	84000			②⑰	
	素畜費⑩	858000			②⑱	
	肥料費⑪	238000			②㉑	
	飼料費⑫	750000	雑費②⑲	63000	青色申告特別控除の所得金額(②+②㉑-②㉒)	5549127
	農具費⑬	572000	小計③①	8119502	青色申告特別控除額③②	650000
	農薬費⑭	695000	農産物以外の棚卸高③②	685800	所得金額(⑦-③②)	4899127
	諸材料費⑮	1174000	期末③③	612000	③③のうち、肉用牛について特別の適用を受ける金額	3429389
	修繕費⑯	250000	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用③④	200000	●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。	
	動力光熱費⑰	541030	計(③②+③③-③④)③⑤	7993302	●下の欄には、書かないでください。	

- 1 -

※ 青色申告特別控除額は、次により記入してください。

- 65万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義によることを選択している方を除きます。）で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従って記帳している方は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引き前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

①65万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額

②65万円を超える場合は…65万円

※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

- 10万円の青色申告特別控除……(1)の控除をうける青色申告者以外の青色申告者（(1)の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。）は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

①10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額

②10万円を超える場合は…10万円

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。